



福運協第2号
令和7年2月6日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 樗木 晶子



令和7年度 福岡市国民健康保険事業の運営について（答申）

令和7年1月20日付け、保保年第254号にて貴職から諮問を受けた令和7年度福岡市国民健康保険事業の運営について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 被保険者一人あたり保険料について

これまでの保険料負担水準や収支見込額を勘案し、次のとおりとする。

(1) 医療給付費分

令和7年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、
48,753円とすることが適当である。

(2) 後期高齢者支援金等分

令和7年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、
25,246円とすることが適当である。

(3) 介護納付金分

令和7年度の被保険者一人あたり保険料については、諮問どおり、
25,415円とすることが適当である。

2. 保険料賦課限度額について

政令に定める賦課限度額が改正された場合、中間所得者層の保険料負担の軽減を図るため、次のとおり答申する。

(1) 医療給付費分

「医療給付費分の賦課限度額を65万円から66万円に上げる諮問」
については、諮問どおり66万円とすることが適当である。

(2) 後期高齢者支援金等分

「後期高齢者支援金等分の賦課限度額を24万円から26万円に上げる諮問」
については、諮問どおり26万円とすることが適当である。

3. 本協議会の要望事項

(1) 国民健康保険財政調整基金の活用等により被保険者の保険料負担に配慮しているところであるが、保険料の負担が重いという意見もある。市においては、さらなる保険料収入の確保や医療費適正化などの財政健全化に努め、国保財政の安定運営に最大限取り組むよう要望する。

(2) 国民健康保険においては、都道府県単位化によっても、国民健康保険が抱える構造的な問題の解決には至っておらず、国保財政は引き続き厳しい運営となっている。他の公的医療保険においても高齢化の進展や医療の高度化等により、厳しい財政状況が続いている。

このような中、社会保障充実の観点から、国民皆保険制度を持続可能な制度とするため、抜本的な医療保険制度改革や、国庫等の公費負担のさらなる引上げ等により、財政基盤のより一層の強化を図るよう、国へ強く求めることを要望する。

(3) 社会経済情勢の変化や、後期高齢者支援金などの増加により被保険者の負担が増す場合は、国の責任において保険料負担が抑制される措置を講じるよう、国へ強く求めることを要望する。